

PCBは 猛毒 です!!

危険!

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏洩、人に降りかかる事故が全国で発生しています。

昭和52年3月
までに建てられた
建物は要注意!

古い事業用建物を所有されている皆様へ

PCBを使用した安定器 が入っている

業務用蛍光灯を探しています

業務用蛍光灯には、その部品として安定器が設置されています。昭和52(1977)年3月以前に建設された事業用建物には、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が使用されている安定器がそのまま使用されていたり、交換した場合でも古い安定器がそのまま建物内に残っていたりしている可能性があります。

高濃度PCB含有機器は、その高い毒性から早期処分が義務付けられています。

安定器の
処分期限：平成**33**(2021)年**3月31日**まで

昭和52年3月以前に建設された事業用建物を管理されている方は、蛍光灯を再度ご確認ください。安定器がPCB含有かどうかチェックをお願いします。過去、PCB関連の調査を行った建物においても、調査漏れによりPCB含有安定器が発見されている事例が続出しています。

処分期限を過ぎると事実上処分が不可能になりますので、
調査漏れがないよう徹底をお願いします。

家庭用蛍光灯にはPCBが含まれていませんのでご安心ください。

ただし、店舗兼用住宅など、業務用蛍光灯が使用されている場合がありますので、その場合には確認が必要です。

PCBとは

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、「熱分解しにくい」「不燃性」「電気絶縁性が高い」といった性質をもつ油状の物質であることから、高圧受電室（キュービクル）内に設置されている変圧器、コンデンサーや業務用照明器具の安定器等の絶縁油として使用されていました。

昭和43年に発生したカネミ油症事件により社会問題になり、**PCBには発癌性、皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常といった毒性があることが判明**したことから、昭和47年にPCBの製造が中止になりました。



■ 業務用蛍光灯における安定器の確認方法 | 昭和52年(1977)3月以前の建物 |

詳しくは、下記のサイトをご確認ください。

自社での確認が困難な場合は、電気技術者に調査を委託する方法もあります。

※平成30年度においては、調査費用につき国の補助制度があります。詳細は下記環境省ホームページをご確認ください。



WEBで確認!

- 環境省ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト

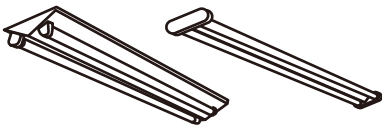
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

- 佐賀県ホームページ

ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用安定器の適正処理について

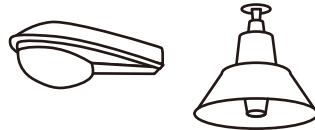
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00360525/index.html>

- 蛍光灯器具 [オフィス・教室用など]



〈昭和32年(1957)1月～昭和47年(1972)8月までに製造されたこれらの器具の一部に使用されています〉

- 水銀灯器具 [高天井用・道路用]



■ PCB含有安定器が発見された場合の対応

1

佐賀県循環型社会推進課に
PCB特別措置法に基づく
届出をする必要があります。

2

平成33年3月末までに、
決められた場所で
処分する必要があります。

期間内に処分が行われない場合、
または不法に廃棄された場合は
懲役または300万円以下の罰金に
処される場合があります。

※処分費用については、中小企業・個人事業者向け軽減制度があります。それに加え、平成30年度においては、対象となる蛍光灯をLED照明に更新する場合、国の補助制度があります。詳細は下記相談窓口にご連絡いただくか、環境省ホームページをご確認ください。

備考

佐賀県を含む北九州事業エリアでは、平成30年3月31日に高濃度PCB含有の変圧器・コンデンサーの処分期間の末日を迎えました。未処分の場合は行政処分の対象となる可能性がありますので、対象のPCB廃棄物又は使用製品を発見された場合は、大至急、県循環型社会推進課にお問合せください。

高圧変圧器と高圧コンデンサー



- PCB全般に関する相談窓口

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

電話：0120-985-007 受付時間：土日祝を除く10:00～17:00

メール：pcb-info@sanpainet.or.jp

「どの蛍光灯が該当するかわからない」
「調査方法や補助制度を知りたい」など、
質問内容をまとめてお問い合わせ下さい。